



平成 28 年 1 月 8 日

各 位

会 社 名 ウ ラ イ 株 式 会 社

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 田 亮

(コード番号2658 J A S D A Q)

問 合 せ 先 取 締 役 総 務 統 括 本 部 長 兼 経 理 部 長 森 和 樹

(電話番号 075-361-0330)

## 株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更等に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 1 月 8 日開催の取締役会において、以下のとおり、平成 28 年 2 月 9 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、本臨時株主総会に第 1 号議案「株式併合の件」及び第 2 号議案「定款の一部変更の件」をそれぞれ付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当社の平成 27 年 12 月 11 日付け「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、フリージア・マクロス株式会社から取締役森和樹、板谷佳明及び澤田信一の解任を議題とする臨時株主総会の招集請求があったため、当社は、上記取締役会において、以下のとおり、株主提案に係るものとして、本臨時株主総会に第 3 号議案として上記 3 名の取締役の解任に関する議案を付議することも決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）は、上記株式併合の手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める J A S D A Q（スタンダード）市場（以下「J A S D A Q」といいます。）における上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社普通株式は、平成 28 年 2 月 9 日から平成 28 年 2 月 24 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 28 年 2 月 25 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を J A S D A Q において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

## 記

### I. 株式併合について

#### 1. 株式併合を行う目的及び理由

平成 27 年 12 月 26 日付け当社プレスリリース「株式会社モスト・ユーによる当社株券に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知

らせ」（以下「公開買付け結果プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式会社モスト・ユー（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 27 年 11 月 12 日から平成 27 年 12 月 25 日までの 30 営業日を公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）とする当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。本公開買付けの結果、平成 28 年 1 月 5 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、公開買付者は当社普通株式 9,576,501 株（所有割合（注）89.28%）を所有するに至っております。

（注）「所有割合」とは、平成 27 年 11 月 11 日に公表した平成 28 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「本四半期決算短信」といいます。）に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（11,000,000 株）から、本四半期決算短信に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在の当社の所有する自己株式数（273,264 株）を控除した株式数（10,726,736 株）に係る議決権の数（10,726 個）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入して計算しています。

公開買付者は、当社の株券等を取得及び所有すること並びに当社の事業活動を支配及び管理すること等を目的として平成 27 年 9 月 1 日に設立された株式会社であり、本日現在において、当社の代表取締役会長である裏井紳介（以下「裏井紳介氏」といいます。）及び当社の代表取締役社長である森田亮（以下「森田亮氏」といいます。）がそれぞれその発行済株式の半数を所有し、かつ、裏井紳介氏がその代表取締役社長を務め、森田亮氏がその取締役を務めております。

平成 27 年 11 月 11 日付け当社プレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「意見表明プレスリリース」といいます。）においてお知らせしましたとおり、近年のライフスタイルの変化に伴うきもの需要の減少傾向や、大手きものチェーンの相次ぐ倒産等により事業環境が悪化する中において、当社は、きもの、ジュエリー及びファッション事業の事業部門間の取扱商品のクロスセル（関連商品の相互販売）による販売の強化や積極的な新ブランド等の商品開発、販売チャネルの拡充を図るとともに、販売促進企画の提案や催事展開の効率化、固定費の削減など営業効率の改善に努めてまいりました。しかしながら、そのような施策の実施にもかかわらず、平成 27 年 3 月期は約 125 百万円の連結営業赤字を計上するに至っております。

そこで、公開買付者の代表取締役社長であり、かつ当社の代表取締役会長である裏井紳介氏、及び、公開買付者の取締役であり、かつ当社の代表取締役社長である森田亮氏は、このような状況を脱却すべく、①きものレンタル事業向け流通事業の拡大、②メーカー機能の強化及び③コスト構造改革といった抜本的な事業構造改革に速やかに取り組まなければならないと考えるに至ったとのことです。

もつとも、公開買付者は、上記の各施策を実行した場合には、短期的には当社の利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあることから、当社が上場を維持したままこれらの各施策を実行した場合には、当社の一般株主の皆様に対して多大なる悪影響を与えてしまうおそれがあり、他方、かかるリスクを最小限に抑えるために、かかる施策を縮小し、先延ばしにすることは、当社の長期的な競争力・収益力を弱めることにつながる可能性があると考え、平成 27 年 6 月から、当社普通株式を非公開化するための取引（以下「本取引」といいます。）の実施についての検討を開始し、当社が今後も株式の上場を維持することによるメリット、デメリット等を慎重に勘案した結果、当社が上記各施策を実施するにあたっては、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により本取引を実施することこそが、当社の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記悪影響を回避し、かつ中長期的な視点から抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ果敢に実践するために最も有効な手段であるという結論に至ったとのことです。

当社といたしましても、意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、公開買付者からの本取引に係る提案を受けて、山田&パートナーズコンサルティング株式会社（以下「山田&パートナーズ」といいます。）が作成した当社普通株式の株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）、リーガル・アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、公開買付者及び当社から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会から提出された答申書その他の関連資料を踏まえ、平成 27 年 11 月 11 日に取締役会を開催し、本取引により当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現を図ることができるか、本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）並びに本公開買付けにおけるその他の諸条件が妥当か等の観点から慎重に協議及び検討いたしました。

そして、当社の取締役会は、公開買付者が提案する上記のような抜本的事業改革の実施の必要性について事実認識を共有できるところ、当社の様々な経営資源についての大規模な構造改革や相応の戦略的な先行投資が不可欠であり、また、新規ビジネスの事業展開は成功が保証されたものではないことから、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化を招くリスクがあるため、一般株主の皆様をこのようなリスクから遮断した上で、上記のような施策を推進し、当社の今後の成長と企業価値の更なる向上を目指すためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法による当社普通株式の非公開化を行い、株主と経営者の一体化を図ることにより、裏井紳介氏及び森田亮氏のリーダーシップのもとスピード

感を持って経営を行うことが最善の選択肢であると判断いたしました。また、当社の取締役会は、本取引のメリットとともに、株式の非公開化に伴うデメリットについても慎重に評価・検討いたしました。確かに、株式の非公開化によって、株式市場からの資金調達ができなくなり、また、上場会社として当社が享受してきた知名度や信用力に影響を及ぼす可能性は否定できません。しかしながら、現在の当社の財務状況においては、株式市場からの大規模な資金調達の必要性は低く、そのような大規模な資金調達を行わなくとも抜本的な事業改革が可能であると考えており、また、当社の約 60 年に亘る事業活動の中で、既に数多くのお取引先様からの信用も十分に頂戴していると考えられることから、株式の非公開化によって当社の知名度及び信用力が大幅に下落することは考えにくいいため、当社の取締役会は、株式の非公開化のデメリットよりも、メリットの方が勝ると判断いたしました。さらに、当社の取締役会は、本公開買付けは、直近の一定期間の平均株価に対してプレミアムが付与された価格により当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上のような検討の結果、当社の取締役会は、当社の代表取締役会長である裏井紳介氏及び同代表取締役社長である森田亮氏を除く出席取締役 4 名の全員一致により、本公開買付けへの賛同の意見を表明し、かつ、当社株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

このような経緯を経て本取引が進められてまいりましたが、本公開買付けによっても公開買付者は当社が所有する自己株式を除く当社普通株式の全てを取得できず、かつ、公開買付者が当社の総株主の議決権の 10 分の 9 以上を所有するに至らなかったことから、公開買付者より、当社に対して、当社普通株式の併合を行うこと及び当社普通株式の併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案とする本臨時株主総会を開催するよう要請がありました。これを受けて、当社は、上記の経緯を経て本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと等を踏まえ、本臨時株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を公開買付者のみとするために、当社普通株式 9,576,501 株を 7 株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）といたしました。

本株式併合により、公開買付者以外の株主の皆様が保有する株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

なお、本取引の経緯の詳細につきましては、意見表明プレスリリース及び公開買付け結果プレスリリースも併せてご参照ください。

## 2. 株式併合の要旨

### (1) 株式併合の日程

① 臨時株主総会基準日公告日	平成 27 年 12 月 23 日 (水)
② 臨時株主総会基準日	平成 28 年 1 月 7 日 (木)
③ 取締役会決議日	平成 28 年 1 月 8 日 (金)
④ 臨時株主総会開催日	平成 28 年 2 月 9 日 (火) (予定)
⑤ 整理銘柄指定日	平成 28 年 2 月 9 日 (火) (予定)
⑥ 売買最終日	平成 28 年 2 月 24 日 (水) (予定)
⑦ 上場廃止日	平成 28 年 2 月 25 日 (木) (予定)
⑧ 株式併合の効力発生日	平成 28 年 3 月 1 日 (火) (予定)

### (2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類及び併合比率

当社普通株式 9,576,501 株を 7 株に併合いたします。

② 減少する発行済株式総数

10,999,992 株

③ 効力発生前における発行済株式総数

11,000,000 株

④ 効力発生後における発行済株式総数

8 株

⑤ 効力発生日における発行可能株式総数

20 株

⑥ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付け者以外の株主の皆様が保有する株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。併合の結果生じる 1 株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関連法令

の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 235 条第 2 項が準用する会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社普通株式を公開買付者に売却すること、又は会社法第 235 条第 2 項が準用する会社法第 234 条第 2 項及び同条第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である平成 28 年 2 月 29 日の最終の当社の株主名簿において株主の皆様が保有する当社普通株式の数（以下「基準株式数」といいます。）に本公開買付価格と同額である 270 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

### 3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

#### (1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

##### ① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

本公開買付け及び本株式併合を含む本取引が、マネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等に加え、本公開買付けの結果、公開買付者が当社の親会社に該当することとなることが予想されていたことから、当社及び公開買付者は、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付け及び本株式併合を含む本取引の公正性を担保し、当社の親会社である公開買付者以外の株主の皆様の利益を害さないよう、下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を講じております。

##### ② 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

上記「2. 株式併合の要旨」「(2) 株式併合の内容」「⑥ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、端数処理により株主の皆様が交付されることが見込まれる金銭の

額は、本公開買付価格を基準に算出され、各株主の皆様の基準株式数に本公開買付価格と同額である 270 円を乗じた金額となる予定です。

そして、本公開買付価格については、①山田&パートナーズによる算定結果のうち、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの中央値を上回るものであり、また、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであること、②本公開買付け実施についての公表日の前営業日である平成 27 年 11 月 10 日の JASDAQ における当社普通株式の終値 161 円に対して 67.7%（小数点以下第二位を四捨五入。以下株価に対するプレミアム数値（%）について同じとします。）、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 159 円（小数点以下を四捨五入。以下株価平均について同じとします。）に対して 69.8%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 163 円に対して 65.6%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 177 円に対して 52.5%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、合理的範囲であると考えられること、③本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること、④当社は今後も継続企業として事業を運営することを前提としていることから純資産額をベースとした評価は必ずしも適切ではないと認識していること等を踏まえ、本公開買付けは、直近の一定期間の平均株価に対してプレミアムが付与された価格により当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると、当社の取締役会は判断いたしました。

また、当社は、本公開買付けに賛同し、株主の皆様に対して応募することを推奨する旨の意見を表明した後、本臨時株主総会の招集を決議した平成 28 年 1 月 8 日付けの当社の取締役会の開催時点に至るまでに、本公開買付価格に関する当社の判断の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上のことから、当社は、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額については、相当と判断しております。

③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、平成 27 年 11 月 11 日から平成 27 年 12 月 25 日までの 30 営業日を公開買付期間とする本公開買付けを実施しました。本公開買付けの結果、平成 28 年 1 月 5 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、公開買付者は当社普通株式 9,576,501 株（所有割合 89.28%）を所有するに至っております。

## (2) 上場廃止となる見込み

### ① 上場廃止

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本臨時株主総会において株主の皆様からのご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主は公開買付者のみとなる予定です。その結果、当社普通株式はJASDAQにおける上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。日程といたしましては、平成28年2月9日から平成28年2月24日まで整理銘柄に指定された後、平成28年2月25日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

### ② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、抜本的な構造改革を実行した場合には、短期的には当社の利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあることから、当社が上場を維持したままこれらの各施策を実行した場合には、当社の一般株主の皆様に対して多大なる悪影響を与えてしまうおそれがあり、他方、かかるリスクを最小限に抑えるために、かかる施策を縮小し、先延ばしにすることは、当社の長期的な競争力・収益力を弱めることにつながる可能性があると考え、平成27年6月から、本取引の実施についての検討を開始し、当社が今後も株式の上場を維持することによるメリット、デメリット等を慎重に勘案した結果、当社が上記各施策を実施するにあたっては、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法により本取引を実施することこそが、当社の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記悪影響を回避し、かつ中長期的な視点から抜本的かつ機動的な経営戦略を迅速かつ果敢に実践するために最も有効な手段であるという結論に至ったとのことです。

また、当社といたしましても、上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者が提案する上記のような抜本的な事業改革の実施の必要性について事実認識を共有できる場所、当社の様々な経営資源についての大規模な構造改革や相応の戦略的な先行投資が不可欠であり、また、新規ビジネスの事業展開は成功が保証されたものではないことから、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化を招くリスクがあるため、一般株主の皆様をこのようなリスクから遮断した上で、上記のような施策を推進し、当社の今後の成長と企業価値の更なる向上を目指すためには、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法による当社普通株式の非公開化を行い、株主と経営者の一体化を図ることにより、裏井紳介氏及び森田亮氏のリーダーシップの



もとスピード感を持って経営を行うことが最善の選択肢であると判断いたしました。また、当社の取締役会は、本取引のメリットとともに、株式の非公開化に伴うデメリットについても慎重に評価・検討いたしました。確かに、株式の非公開化によって、株式市場からの資金調達ができなくなり、また、上場会社として当社が享受してきた知名度や信用力に影響を及ぼす可能性は否定できません。しかしながら、現在の当社の財務状況においては、株式市場からの大規模な資金調達の必要性は低く、そのような大規模な資金調達を行わなくとも抜本的な事業改革が可能であると考えており、また、当社の約 60 年に亘る事業活動の中で、既に数多くのお取引先様からの信用も十分に頂戴していると考えられることから、株式の非公開化によって当社の知名度及び信用力が大幅に下落することは考えにくいとため、当社の取締役会は、株式の非公開化のデメリットよりも、メリットの方が勝ると判断いたしました。さらに、当社の取締役会は、本公開買付けは、直近の一定期間の平均株価に対してプレミアムが付与された価格により当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

### ③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」「④ 当社における第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社は、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて第三者委員会に諮問し、同委員会より本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする答申書の提出を受けております。

### (3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

公開買付者は当社の親会社であることを踏まえ、本株式併合に係る当社の取締役会の意思決定の過程において、当社の代表取締役会長である裏井紳介氏及び同代表取締役社長である森田亮氏は、公開買付者の代表取締役社長、取締役をそれぞれ兼務していたため、本株式併合に関する意思決定の公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、当該取締役会の審議及び決議には参加しておりません。なお、当該取締役会においては、決議に参加した取締役（当社の代表取締役会長である裏井紳介氏及び同代表取締役社長である森田亮氏を除く出席取締役 4 名）の全員一致により、本株式併合に係る議題を本臨時株主総会に付議する旨を決議しております。当該取締役会には、当社の全ての監査役が審議に参加し、その全ての監査役が、本株式併合に係る議題を本臨時株主総会に付議することに異議がない旨の意見を述べております。

また、公開買付者及び当社は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、主として以下の措置を実施いたしました。なお、以下の措置のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）に対して、当社の株式価値の算定を依頼しており、公開買付者は、大和証券から平成 27 年 11 月 10 日に株式価値算定書（以下「公開買付者株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、大和証券は公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

大和証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価法及びDCF法を用いて当社普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は大和証券から平成 27 年 11 月 10 日付で当社普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者は、大和証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

大和証券により上記各手法において算定された当社普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法：159 円～177 円

DCF法：197 円～274 円

公開買付者は、大和証券から取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果に加え、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去に行われた本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社普通株式の過去 6 ヶ月間における市場株価の動向、公開買付者において実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成 27 年 11 月 11 日に、本公開買付価格を 1 株当たり 270 円とすることを決定したとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する評価を行うにあたり、その意思決定の過程における公正性を担保する目的で、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として山田&パートナーズを選定いたしました。なお、山田&パートナーズは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

山田&パートナーズは、当社普通株式の株式価値の算定にあたり、当社が継続企業であるとの前提の下、当社普通株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、当社普通株式の株式価値の算定を行い、当社は、山田&パートナーズから平成27年11月10日に本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、山田&パートナーズから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、各手法に基づいて算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法 159円から177円

DCF法 248円から274円

市場株価法では、平成27年11月10日を基準日として、当社普通株式のJASDAQにおける基準日の終値161円、直近1ヶ月間の終値単純平均値159円、直近3ヶ月間の終値単純平均値163円、及び直近6ヶ月間の終値単純平均値177円を基に、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を159円から177円までと分析しております。

DCF法においては、当社から提供された平成28年3月期から平成31年3月期までの4期の事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成28年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社普通株式の1株当たりの価値の範囲を248円から274円までと算定しております。割引率は、6.24%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%として算定しております。

なお、DCF法の算定の前提とした当社の財務予測の具体的な数値は以下のとおりです。本取引の実行により実現することが期待される上場維持コストの削減については、株式価値の算定の基礎とされた財務予測に加味しておりますが、上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載の施策を実施した場合の業績に対する影響については、現時点において具体的に見積もることが困難であったため加味しておりません。

また、当該財務予測に係る数値には、当社が平成 27 年 11 月 11 日付けで公表しました「業績予想と実績値との差異及び業績予想の修正に関するお知らせ」における業績予想の下方修正の影響は織り込んでおりません。なお、平成 28 年 3 月期から平成 29 年 3 月期にかけて大幅な増益を見込んでおりますが、これは、厚生年金基金の解散に伴う拠出金が不要となったことに加えて、その他の販売管理費の見直しによるものです。

(単位：百万円)

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期	平成 31 年 3 月期
売上高	9,503	9,753	9,953	10,203
営業利益	68	192	230	265
E B I T D A	133	257	295	330
フリー・キャッ シュ・フロー	△325	61	106	95

#### ③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を確保するため、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして大江橋法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点に関する法的助言を受けております。

#### ④ 当社における第三者委員会の設置

当社は、平成 27 年 9 月 9 日、本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立するために、公開買付者及び当社から独立した、外部の有識者を含む委員によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、公開買付者及び当社から独立性を有する渡辺徹氏（弁護士、北浜法律事務所所属）、梅原克彦氏（当社社外監査役）及び中田良成氏（当社社外監査役）の 3 氏を選定しております。）（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。そして、当社は、同日、本第三者委員会に対して、（i）本取引の目的の合理性、（ii）本取引の条件の妥当性、（iii）本取引の手続の公正性、及び、（iv）上記（i）乃至（iii）の観点から、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問し（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）、これらの点についての答申を当社の取締役会に提出することを委嘱いたしました。本第三者委員会は、平成 27 年 9 月 9 日より平成 27 年 11 月 6 日まで合計 5 回

開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。具体的には、本第三者委員会は、かかる検討にあたり、まず、当社より提出された各資料に基づき、公開買付者の提案内容、本取引の目的、本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等について説明を受けるとともに、公開買付者からも同様の説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行いました。また、本第三者委員会は、当社から、当社の事業計画について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、本第三者委員会は、山田&パートナーズから、同社が当社に対して平成 27 年 10 月 16 日に提出した当社株式価値の算定結果に係る中間報告に基づき、当社普通株式の株式価値の算定に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。本第三者委員会は、このような経緯で、本諮問事項について当社の企業価値の向上の観点から慎重に検討を重ねた結果、平成 27 年 11 月 10 日に、当社取締役会に対し、本諮問事項につき大要以下の内容の答申書を提出いたしました。

- (i) きもの事業を中心とする業界全体の景気低迷の影響で売上高が減少傾向にある中、安定的・継続的に利益を計上できる体制へ転換するという当社の課題を解決するために必要となる、きもののレンタル事業向け流通事業の拡大及びメーカー機能の強化といった打開策を上場を維持したまま実施すると、先行投資により無配等の多大なる悪影響を株主に及ぼすおそれ等があることから、当社を非上場化するという本取引は、上記打開策の実現のために必要かつ合理的なものであるといえるので、当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は合理的である。
- (ii) 当社普通株式の株式価値の算定にあたり、市場株価法及びDCF法を採用する一方、類似会社比較法を採用しない山田&パートナーズの算定手法は、適切な類似会社が複数社存在しないという本件においては合理的であるところ、本公開買付価格は、山田&パートナーズがDCF法によって算出した価格のレンジのうち最大値に近い数値となっており、また、本公開買付けにおけるプレミアムと、平成 21 年から平成 26 年の間に公表された公開買付案件（ディスカウント案件を除く）におけるプレミアムの平均値との対比等の観点からすると、本公開買付価格に反映されたプレミアムの数値は、本取引により生じるシナジー効果を当社の少数株主と公開買付者との間で適切に分配するものであり、本公開買付価格等の本取引の条件は妥当といえる。
- (iii) 本取引においては、①本公開買付け後の当社の完全子会社化に際して、反対する株主に対する株式買取請求権又は価格決定請求権が確保できないスキームは採用されていないことに加え、同完全子会社化に際して株主に交付される対価とし

ては本公開買付価格と同額の金銭を予定していること、②いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティを上回る買付予定数の下限が設定されていること、③本公開買付けに関する意見表明の取締役会決議の審議及び決議において、公開買付者の取締役を兼任している当社の取締役の除外が予定されていることに加え、当社が、独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を得ており、また、独立した第三者算定機関からの株式価値算定書を取得していること、④本公開買付けにおける買付け等の期間が比較的長期に設定されるとともに、対抗的買収提案者が当社と接触することを制限するような内容の合意が存在しないこと等に照らすと、本取引につき、公正な手続を通じて当社の株主の利益に対する配慮がなされている。

(iv) 上記 (i) 乃至 (iii) の判断を踏まえると、本取引は、当社の少数株主にとって特段不利益なものとは認められない。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員による決議及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役会は、山田&パートナーズが作成した本株式価値算定書、リーガル・アドバイザーである大江橋法律事務所から得られた本公開買付けを含む本取引に係る意思決定過程等に関する法的助言、本第三者委員会から提出された答申書その他の関連資料を踏まえ、平成 27 年 11 月 11 日に取締役会を開催し、本取引により当社の中長期的な成長及び持続的な企業価値の向上の実現を図ることができるか、本公開買付価格並びに本公開買付けにおけるその他の諸条件が妥当か等の観点から慎重に協議及び検討いたしました。

検討の結果、当社の取締役会は、当社が直面する経営課題や当社を取り巻くきもの業界の環境を踏まえると、当社が顧客に対して価値のある商品を提供し、中長期的な成長を継続するためには、既存のボリュームゾーンであった中価格帯のきものの流通から脱却し、高品質で本物志向の高価格帯への需要と新たなボリュームゾーンとなることが期待される低価格帯のきもの需要へのニーズに対応していくことが当社における喫緊の経営課題であるとの考えに至りました。

本公開買付けの提案の中で、裏井紳介氏及び森田亮氏は、当社が今後さらなる成長を目指すためには、従来型ビジネスの抜本的な事業転換を図っていくことが必要不可欠であると述べております。これは、当社がきもの需要の変化に対応するために新たなビジネスモデルの確立を目指していくという当社の方向性とまさしく合致する考えであり、事実認識を共有できるものであります。

しかしながら、こういった新たなビジネスモデルの確立を実現するためには、当社の様々な経営資源について、大規模な構造改革を断行することが不可欠であり、また、相応の戦略的な先行投資も伴うものであることも事実であると考えております。また、新規ビジネスへの事業展開は成功が保証されたものではなく、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化を招くリスクがあることから、短期的には必ずしも資本市場から十分な評価を受けられるとは限らず、当社普通株式の株価に悪影響を及ぼす可能性が否定できないため、当社の株主の皆様のご期待に添えない可能性があるものと認識しております。当社は、上場会社として、短期的に当社普通株式を保有される株主の皆様も含めた株主の皆様の利益を第一に考慮する必要があるため、このような短期的な利益水準の低下及びそれに伴う当社普通株式の株価に対する悪影響のリスクを考慮した結果、従来型ビジネスの改善には努めてまいりましたが、新たなビジネスモデルの確立を実現することまでは困難な状況にあります。さらに、このような短期的には利益水準の低下を招くリスクがあり、かつ不確実性を伴う構造改革を断行し、成功を収めるためには、株主と経営者が一体となった強いリーダーシップの下、当社役職員が一丸となって改革を推し進める必要があると考えております。

以上の点から、当社の取締役会は、一般株主の皆様をこのようなリスクから遮断した上で、上記のような施策を推進し、当社の今後の成長と企業価値の更なる向上を目指すためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法による当社普通株式の非公開化を行い、株主と経営者の一体化を図ることにより、裏井紳介氏及び森田亮氏のリーダーシップのもとスピード感を持って経営を行うことが最善の選択肢であると判断いたしました。当社の取締役会は、本取引のメリットとともに、株式の非公開化に伴うデメリットについても慎重に評価・検討いたしました。確かに、株式の非公開化によって、株式市場からの資金調達ができなくなり、また、上場会社として当社が享受してきた知名度や信用力に影響を及ぼす可能性は否定できません。しかしながら、現在の当社の財務状況においては、株式市場からの大規模な資金調達の必要性は低く、そのような大規模な資金調達を行わなくとも抜本的な事業改革が可能であると考えており、また、当社の約 60 年に亘る事業活動の中で、既に数多くのお取引先様からの信用も十分に頂戴していると考えられることから、株式の非公開化によって当社の知名度及び信用力が大幅に下落することは考えにくいいため、当社の取締役会は、株式の非公開化のデメリットよりも、メリットの方が勝ると判断いたしました。

また、本公開買付価格に関しては、①山田&パートナーズによる算定結果のうち、DCF法に基づく算定結果のレンジの中央値を上回るものであり、また、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回るものであること、②本公開買付け実施についての公

表日の前営業日である平成 27 年 11 月 10 日の J A S D A Q における当社普通株式の終値 161 円に対して 67.7%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 159 円に対して 69.8%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 163 円に対して 65.6%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 177 円に対して 52.5%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、合理的範囲であると考えられること、③本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること、④当社は今後も継続企業として事業を運営することを前提としていることから純資産額をベースとした評価は必ずしも適切ではないと認識していること等を踏まえ、本公開買付けは、直近の一定期間の平均株価に対してプレミアムが付与された価格により当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると、当社の取締役会は判断いたしました。

以上より、当社は、平成 27 年 11 月 11 日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（当社の代表取締役会長である裏井紳介氏及び同代表取締役社長である森田亮氏を除く出席取締役 4 名）の全員一致により、本公開買付けへの賛同の意見を表明し、かつ、当社株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

また、当該取締役会には、当社の全ての監査役が審議に参加し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することに異議がない旨の意見を述べております。

なお、上記の当社取締役会の決議については、当社の代表取締役会長である裏井紳介氏及び同代表取締役社長である森田亮氏は、公開買付者の代表取締役社長、取締役をそれぞれ兼務していたため、本公開買付けに関する意思決定の公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、当該取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

#### ⑥ マジョリティ・オブ・マイノリティを上回る買付予定数の下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて 7,151,000 株（所有割合 66.67%）を買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けは、公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式は除きます。）を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのこと



です。

買付予定数の下限（7,151,000株）は、当社が平成27年8月12日に提出した第66期第1四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成27年6月30日現在の当社の発行済株式総数（11,000,000株）から、本四半期報告書に記載された当社が平成27年6月30日現在所有する自己株式数（273,264株）を控除した株式数（10,726,736株）に係る議決権（10,726個）の3分の2に相当する議決権（7,151個）（小数点以下切上げ）に1,000を乗じた数とのことです。

買付予定数の下限である7,151,000株は、本四半期報告書に記載された平成27年6月30日現在の当社の発行済株式総数（11,000,000株）から、本四半期報告書に記載された当社が平成27年6月30日現在所有する自己株式数（273,264株）、裏井紳介氏（所有当社普通株式数571,492株、所有割合5.33%）、森田亮氏（所有当社普通株式数227,795株、所有割合2.12%）、裏井紳介氏の配偶者である裏井晶子（以下「裏井晶子氏」といいます。）（所有当社普通株式数236,840株、所有割合2.21%）、裏井紳介氏の子である裏井健介（以下「裏井健介氏」といいます。）（所有当社普通株式数131,600株、所有割合1.23%）、裏井健介氏の配偶者である裏井麻奈美（以下「裏井麻奈美氏」といいます。）（所有当社普通株式数127,000株、所有割合1.18%）、裏井紳介氏の子である小田順子（以下「小田順子氏」といいます。）（所有当社普通株式数123,500株、所有割合1.15%）、森田亮氏の配偶者である森田智子（以下「森田智子氏」といいます。）（所有当社普通株式数127,980株、所有割合1.19%）、及び裏井晶子氏がその発行済株式の全てを所有する有限会社裏井興産（以下「裏井興産」といいます。）（所有当社普通株式数130,660株、所有割合1.22%）（以下、裏井紳介氏、森田亮氏、裏井晶子氏、裏井健介氏、裏井麻奈美氏、小田順子氏、森田智子氏及び裏井興産を総称して「本公開買付応募合意株主」といいます。）が所有する当社普通株式（但し、当社の役員持株会を通じた持分として間接的に所有している当社普通株式を除きます。）の株式数合計（1,671,940株）（所有割合15.59%）並びに本公開買付応募合意株主以外の公開買付者の特別関係者である森田咲季（以下「森田咲季氏」といいます。）（所有当社普通株式数77,000株、所有割合0.72%）、森田陽菜（以下「森田陽菜氏」といいます。）（所有当社普通株式数77,000株、所有割合0.72%）、小田毅（以下「小田毅氏」といいます。）（所有当社普通株式数52,000株、所有割合0.48%）、裏井和子（以下「裏井和子氏」といいます。）（所有当社普通株式数37,880株、所有割合0.35%）、森田吉夫（以下「森田吉夫氏」といいます。）（所有当社普通株式数12,000株、所有割合0.11%）、森田真知子（以下「森田真知子氏」といいます。）（所有当社普通株式数10,000株、所有割合0.09%）及び高田健太

郎（以下「高田健太郎氏」といいます。）（所有当社普通株式数 9,040 株、所有割合 0.08%）が所有する当社普通株式の株式数合計（274,920 株）（所有割合 2.56%）を除いた株式数（8,779,876 株）の過半数（4,389,939 株）を 1 単元（1,000 株）の倍数に切り上げた数（4,390,000 株）に、本公開買付応募合意株主が所有する当社普通株式の株式数合計（1,671,940 株）及び本公開買付応募合意株主以外の公開買付者の特別関係者である森田咲季氏、森田陽菜氏、小田毅氏、裏井和子氏、森田吉夫氏、森田真知子氏及び高田健太郎氏が所有する当社普通株式の株式数合計（274,920 株）を加算した株式数（6,336,860 株）（所有割合 59.08%）（これは、公開買付者の非利害関係者が所有する当社普通株式の数の過半数、すなわち、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）に相当する当社普通株式の数に当たります。なお、裏井紳介氏又は森田亮氏が当社の役員持株会を通じた持分として間接的に所有している当社普通株式については、裏井紳介氏又は森田亮氏は応募の是非を判断する権限を有していないことから、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する当社普通株式の数の計算において、公開買付者の非利害関係者が所有する当社普通株式の数に参入しております。）を上回っています。これにより、公開買付応募合意株主以外の当社の株主の皆様の意思を重視して、当該株主の皆様の少なくとも過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのことです。

⑦ 他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって、本公開買付価格の適正性を担保することを意図しているとのことです。また、公開買付者と当社とは、公開買付者以外の者による買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、当社が公開買付者の対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、それら対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

4. 今後の見通し

公開買付者の代表取締役社長であり、かつ当社の代表取締役会長である裏井紳介氏、及び、公開買付者の取締役であり、かつ当社の代表取締役社長である森田亮氏は、当社が非上場化した後も引き続き当社の経営にあたる予定であるとのことです。また、公開買付者

は、本公開買付け及び本取引の終了後に当社の経営体制を変更することは予定しておりませんが、その詳細については、今後、当社と協議しながら決定していく予定であるとのことです。

#### 5. 支配株主との取引等に関する事項

本日現在、公開買付者は、当社の親会社に該当するため、本株式併合に係る取引は、支配株主との取引等に該当いたします。

##### (1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関等の助言を得るなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないように適切な対応を行うことを方針としております。

本株式併合を行うに際しても、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、当社の取締役会は上記方針に適合した措置を講じております。

##### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

##### (3) 本取引が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、平成27年11月10日付けで、本第三者委員会より、本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないことを内容とする答申書の提出を受けております。詳細は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」「④ 当社における第三者委員会の設置」をご参照ください。

## II. 単元株式数の定めの廃止について

### 1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要性がなくなることによるものです。

### 2. 廃止予定日

平成28年3月1日

### 3. 廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案及び単元株式数の定めの廃止に係る定款の一部変更に関する議案（下記Ⅲをご参照ください。）が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

## III. 定款の一部変更について

### 1. 定款変更の目的

上記「II. 単元株式数の定めの廃止について」「1. 廃止の理由」に記載のとおり、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元1,000株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）を削除し、その他単元未満株式に関する規定を変更するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

また、上記「I. 株式併合について」「2. 株式併合の要旨」「(2) 株式併合の内容」「⑤ 効力発生日における発行可能株式総数」記載のとおり、本株式併合の結果、当社の発行可能株式総数は20株となるところ、かかる点をより明確化するために、当該事項に関する定款の定めを変更するものであります。

### 2. 定款変更の内容（下線部文は変更部分を示しております。）

変更の内容は以下のとおりです。なお、本議案にかかる定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である平成28年3月1日に効力が発生するものとします。

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4, 138</u>万株とする。</p> <p>(<u>単元株式数</u>) 第8条 当社の単元株式数は<u>1, 000</u>株とする。</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第10条～第49条 (条文省略)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>20</u>株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第8条～第47条 (現行どおり)</p>

### 3. 変更の日程

平成28年3月1日 (予定)

## IV. 株主提案に係る取締役の解任議案について

### 1. 提案内容

以下の取締役を解任する。

- (1) 森和樹
- (2) 板谷佳明
- (3) 澤田信一

### 2. 提案理由

本公開買付けは、その公開買付価格が当社の1株当たりの純資産額を大きく下回っている。本公開買付けは株主価値を大きく毀損するものであり、上場を維持することで株主価値を維持するためには、本公開買付けに賛同した当社経営陣の退陣が必須である。

### 3. 取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

当社取締役会は、上記「I. 株式併合について」「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員による決議及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」記載の理由に基づいて、当社普通株式の非公開化のデメリットよりも、メリットの方が勝り、また、本公開買付けは、直近の一定期間の平均株価に対してプレミアムが付与された価格により当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しております（なお、当社は今後も継続企業として事業を運営することを前提としていることから、純資産額をベースとした評価は必ずしも適切ではないと認識しております。）。

当社取締役会としては、以上を踏まえ、本公開買付けに賛同の意見を表明した取締役を解任すべき必要性も合理性もないと考えます。

また、森和樹、板谷佳明及び澤田信一の3氏は、いずれも重要な業務を担当しており、今後も継続企業として事業を運営することを前提としている当社において、同3氏の地位を引き継ぐ適任者の指名・選任がない中で、同3氏が取締役たる地位から離れることによる事業上のリスクは軽視しがたいものです。

したがって、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以上